



新環対第975号
令和5年12月5日

新潟市長 中原 八一 様
(環境部循環社会推進課)

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)

新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

令和5年7月10日付けで送付のあった標記準備書について、新潟市環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

1 総括的事項

- (1) 当該事業の事業実施想定区域の周辺には住宅地が存在していることから、周辺の地域住民等に対して、本事業の内容を丁寧に説明するとともに、施設の運営に係る測定結果及び工事時におけるモニタリング結果等について、適切な情報提供に努めること。
- (2) 当該事業は既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建替えの事業であるが、施設規模が大きくなることから、より一層の環境負荷の回避、低減が図られるよう十分に検討すること。
- (3) 施設の処理能力などの変更により環境負荷が大きくなる項目がある場合には、評価書において、変更による影響を明らかにするとともに、予測・評価を改めること。
- (4) 当該事業はD B O方式で実施する方針であり、事業の設計、施工及び運営を民間事業者が行うことから、事業計画の具体化にあたっては、環境影響評価の結果を適切に反映するとともに、環境保全措置の実施を担保する方法を評価書に記載すること。
- (5) 事業の実施にあたり、環境の影響に関し新たな事実が判明した場合は、適切な環境保全措置を講じるとともに、必要に応じて追加の事後調査を実施すること。

2 個別事項

- (1) 騒音について
 - ・資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音について、当該事業による影響は小さいとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、評価書において丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置を徹底すること。

(2) 水質について

- ・当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いため、事業の実施にあたっては、周辺地下水の状況を悪化させないよう関係機関と十分に協議するとともに、適切な環境保全措置について評価書に示すこと。

(3) 温室効果ガスについて

- ・当該事業において温室効果ガス排出量が現行よりも削減されるという予測結果となっているが、さらなる削減のため、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの積極的な導入に努めること。

(4) 緑化について

- ・準備書において、緑化に関する記載がないことから、評価書においては緑化計画について示すこと。

3 その他事項

(1) 評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、表現方法を工夫し、分かりやすい図書とすること。

(2) 記載内容の誤りは予測結果等の信頼性に関わるため、評価書の作成にあたっては、内容を十分に精査すること。